

学 生 各 位

学生担当副学長 太 田 圭

### 課外活動の今後の活動形態について

長期にわたる皆さんの感染拡大防止対策へのご協力について感謝します。

本学では、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の考え方について（令和4年5月16日付）」において、ウィズコロナ時代における大学の平常化を目指すこととしております。

その中で、授業については「令和4年度授業の実施指針（令和4年6月16日付）」において、職域接種（3回目）終了後の春Cモジュール（7月6日（水）開始）から、「対面授業または対面授業とオンデマンドの組み合わせ」により実施することが基本的な方針として示されました。

そこで、課外活動については、感染防止対策と活動制限緩和の両立を図りつつ、活気あふれるキャンパスの日常を取り戻すべく、7月1日（金）から以下の取扱いとします。

課外活動及び学生生活における感染防止策についての詳細は次頁のとおりとします。引き続き、皆様のご協力をお願いします。

#### **今後の課外活動の活動形態 期 間：令和4年7月1日から当面の間**

##### ◎課外活動

##### **・感染拡大防止に留意して、活動できる。**

本学の活動形態より

ただし、以下の活動については、これまでどおり「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請を行い、許可を受ける必要があります。

- ① 宿泊を伴う活動 ※注1
- ② 不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントの開催や参加
  - ・ 学生団体としてのイベントへの参加が対象（個人での参加は対象外）
  - ・ イベント主催者による感染防止対策が十分になされていること
  - ・ 学生団体としてイベントに参加または主催する際の感染防止対策が十分であること

※注1 宿泊を伴う活動について顧問教員等の教職員が随行し、安全対策（感染防止対策）の徹底を指導することを申請の条件とする。ただし、職務上の理由等により顧問教員の帯同が困難な場合にあっては、「①帯同困難な理由」「②学生代表等から顧問教員へ毎日オンライン等で活動報告を行い、状況を把握できること」「③顧問教員が責任をもって安全対策（感染防止対策）の徹底を指導すること」を記載した顧問教員からの申立書を添付することを条件に申請可能とする。

注意：所属教育組織から感染拡大防止に関する通知がある場合には、それに従うこと

## 課外活動及び学生生活における基本的な感染防止策について

### 1. 課外活動について

#### (1) 基本的な感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。

特に感染リスクが高いといわれる密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を生じさせないこと、十分に換気を行うことを徹底してください。

#### (2) 課外活動における感染拡大防止策について

- ① 本学における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針」及び「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」による感染防止対策を徹底するとともに、以下に注意してください。

- ・PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- ・健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底してください。
- ・教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従ってください。  
また、活動の際は、部屋の定員内で、可能な限り身体的距離を確保してください。  
\* 筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン 2(2)【3 密回避】定員が設定されている屋内施設(教室等)での活動は、定員の3分の1程度までを活動人数の上限とし、十分な身体的距離を確保することとしているが、当面的間、適用しない。
- ・学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出してください。
- ・貸切バスで移動する際は、以下を条件に乗車定員内での利用を認めます。
  - ・マスクを着用すること
  - ・車内における飲食は控えること(やむを得ない場合には黙食とすること)
  - ・大声での会話は、原則禁止とすること。
- ・活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないでください。

- ② 発表会等を館内ホール等の屋内ステージ上で行う場合、以下の点に留意ください。

##### 1) 会場における感染防止対策について

- ・密集回避のため、会場の収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とすること  
\* 都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストの作成・公表が必要
- ・こまめな換気(1時間に2回以上(30分に1回程度)・1回に5分間以上)を徹底すること

##### 2) 発表者側の感染防止対策について

- ・発表時においても、できる限りマスク又はフェイスシールドを着用すること。
- ・演者間の距離は2m程度開けること
- ・演者同士の接触は避けること。発表等において必要がある場合は最小限に留めること

- ・「大声」での発表は控えること。発表等において必要がある場合はフェイスシールドを着用するか、又は最小限に留めること
- 3) 来場者の感染防止対策について
  - ・飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さない）を徹底すること
  - ・三つの密が発生しない席の配置や、人と人との距離の確保等の対策を行うこと。
- 4) 来場者の把握・管理等
  - ・チケット予約時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用し、参加者の連絡先を把握すること
- 5) 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」の提出並びに、発表会等の実施計画書及び安全（感染）対策に関する書類を提出すること  
感染防止対策が十分であることを確認したうえで開催を認めます。

### (3) 活動にあたり事前申請が必要な事項について

以下の活動については、これまでどおり「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づき特例申請を行い許可を受ける必要があります。

#### ① 宿泊を伴う活動

- ・顧問教員等の教職員が随行し、安全対策（感染防止対策）の徹底を指導することを申請の条件とする。

ただし、職務上の理由等により顧問教員の帯同が困難な場合にあっては、顧問教員から、以下に対応できることについて申立書を添付することを条件に申請可能とする。

- ・帯同困難な理由
- ・学生代表等から顧問教員へ毎日オンライン等で活動報告を行い、状況を把握できること
- ・顧問教員が責任をもって安全対策（感染防止対策）の徹底を指導すること

#### ② 不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントの開催や参加

- ・学生団体としてのイベントへの参加が対象（個人での参加は対象外）
- ・イベント主催者による感染防止対策が十分になされていること
- ・学生団体としてイベントに参加する際の感染防止対策が十分であること

なお、貸切バスで移動する際は、以下を条件に乗車定員内での利用を認めるものとし、「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」の「移動・活動時の感染防止対策」として定められた、乗車人数が乗車定員の50%以下となっていること並びに隣り合っての着席となっていないことについては、当面の間適用しません。

- ・マスクを着用すること
- ・車内における飲食は控えること（やむを得ない場合には黙食とすること）
- ・大声での会話は、原則禁止とすること

### (4) その他

- ① 所属教育組織から感染拡大防止に関する通知がある場合には、それに従うこと
- ② 特に、医学群の学生については、令和4年5月24日（火）から活動の再開が許可されました。活動にあたっては医学群の感染拡大防止対策を厳守すること

## 2. 学生生活における基本的な感染拡大防止策について

### (1) 基本的な感染症対策を徹底

- ・マスクは正しく着ける <sup>(注)</sup>
- ・石けん等でしっかり手洗い
- ・3密を避け社会的距離を確保、一つの密でも避けて「ゼロ密」を目指して
- ・特に人と人との距離は十分に保つ（できるだけ2 m（最低1 m）空ける）
- ・今まで以上の十分な換気（個人の部屋でもこまめに換気を）
- ・風邪の諸症状があるときは他者との接触を避け自宅にて静養、すぐに受診を

(注) 5月23日に、政府の新型コロナ対策の基本的対処方針が改訂され、マスク着用の考え方が整理されて示されました。屋外での他者と身体的距離の確保されているような場面、あるいは身体的距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場面では、マスクの着用の必要がないとされましたが、**本学においては、これまでどおり基本的な感染防止対策として、マスクの着用をすることとしていますので、協力をお願いします。**

### (2) 飲食の場面における対策について

- ・感染防止対策を適切に実施している飲食店を選ぶこと（いばらきアマビエちゃんの宣誓書が掲示されている飲食店等）
- ・座席の間隔が確保（又はアクリル板などのパーティションの設置）され、換気が徹底されている飲食店を選ぶこと
- ・会食は短時間、少人数（4人以下）とすること
- ・食事中は黙食、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること

〔参考〕

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)
- [「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）（R4.2.4）」](#)
- [「団体内に感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について（R4.2.10）」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当

Tel：029-853-2247、2248

E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp